

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43868">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43868</a>



牛島長 卷第九

十二月五日 牛島長 十一日 使令 後 三三三七

條 經 長 五  
長  
長  
長

長  
長  
長

一 前文才五項  
 先より *maintenan*  
*te* *king* *maintained*  
 とす 理也 及 他方 皇 十 固 執 せ ざる  
 領内あり

名稱

此指 三層 條 項 が 復 括 せ ば 凡 是 and 以 後 元 じ 得 べ じ

相 秋

外 務 省

三 出 品 三 層 協 力 條 項

前文及在文に示す *Proof* 諸 予 之 割 了 三 是 是 否 否 也

四 協 議 條 項

先より 一 括 せ 平 定 一 別 條 一 の 重 文 を 控 手 幾 方 否 也

協 議

五 上 部 協 力 及 條 項 協 議 條 項

別 務 条 項

外 務 省

六 基地使用條約

米例の原則 影射ニシテ

(1) 条約の目的は及ぶは 補給使用及 協働の行使  
使用の意味を明にす

(2) 米國の責任とは 條約に關する米例の義務を  
指す (其に米例の對する *engagement* はない)

(3) 補給に關する行政協定を三つある

七 期限

米例の期限の義務は 補給に關する一應の責任をなす

と云ふ條約に於ては *indefinitely* と云ふ表現は

指す *at any time* といふ字句は 何の取極めか

(4) 米例の期限の責任は 二十年以内の條約

期限は 米例の責任は 補給に關する問題がなす

と云ふ表現は 二十年以内の責任はなす

入場券

日本語は interpretare の語源は、又外務省は通訳の限

り、その名の通り、通訳を意味するにすぎない (通訳の)

意味は、その通りである (例として)

通訳は、その通りである (例として)

日本語は、その通りである (例として)

日本語は、その通りである

外務省

九行政協定

行政協定は、その通りである (例として)

日本語は、その通りである (例として)

日本語は、その通りである (例として)

日本語は、その通りである (例として)

日本語は、その通りである

日本語は、その通りである (例として)

外務省

うと言ふことをいふは、例の timing を見れば、困りにあつたか、米  
側が、米庫が、うとまては、例年の秋は、うかぬ。

(1) 米と土壌の関係をいふ。土壌は、米の生長を其の  
儘と云ふ物、生かして、米の生長を促す。米の生長は、其の  
生長が、又、米の生長を促す。米の生長は、其の生長を促す。  
米の生長は、其の生長を促す。米の生長は、其の生長を促す。  
米の生長は、其の生長を促す。米の生長は、其の生長を促す。

又、米の生長は、其の生長を促す。米の生長は、其の生長を促す。

外務省

米の生長は、其の生長を促す。米の生長は、其の生長を促す。  
米の生長は、其の生長を促す。米の生長は、其の生長を促す。  
米の生長は、其の生長を促す。米の生長は、其の生長を促す。

米の生長は、其の生長を促す。米の生長は、其の生長を促す。

外務省

134  
5/5

The Parties will consult together regarding the implementation of this Treaty and whenever in the opinion of either of them international peace and security in the Far East is threatened.

134  
5/5

In furtherance the objectives of this Treaty and to permit the United States to carry out its responsibilities under the Treaty, Japan grants to the United States the use of certain facilities and areas in Japan by the land air and naval forces of the United States.

The use of these facilities and areas and the status of United States Forces in Japan shall be governed by the Administrative Agreement signed at Tokyo on \_\_\_\_\_.

別  
持  
三

SECRET

(DRAFT)

Outline of Agreement Regarding  
the Status of United States  
Forces

1. The facilities and areas which are being used by the United States of America in accordance with the provisions of the Administrative Agreement under Article III of the Security Treaty between Japan and the United States of America shall be considered as the facilities and areas mentioned in Article \_\_\_\_\_ of the Treaty of \_\_\_\_\_ between Japan and the United States of America.

2. The provisions of Article I to Article XXIII, Article XXV paragraphs 1 <sup>and 3</sup> and 2 (a) and Article XXVI of the Administrative Agreement under Article III of the Security Treaty between Japan and the United States of America shall, pending the conclusion of a new agreement on the subject matters of these provisions, apply *mutatis mutandis* between the two countries.



8
10

一 日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く改正された行政區域の規定に従つて日本國がアメリカ合衆國に対して使用を許してゐる艦隊及び區域は、日本國とアメリカ合衆國との間の○○条締結の際に過ぎ日本國がアメリカ合衆國に使用を許する艦隊及び區域とみなされる。

二 行政區域の第一條から第二十三條までの規定並びに第二十五條の「*及 Subsequent Treaties*」の規定の内容はこれらの事項に關して新たな協定が締結されるまでの間兩國間に引き續き適用されるものとす